平成２６年（フ）第２０１号
石川県野々市市菅原町11番15号　クレステート菅原305号室、従前の住所金沢市上荒屋６丁目485番地
債務者　橋本　和美
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２０６号
金沢市湯涌町イ20番地
債務者　西田栄美子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１５号
石川県鹿島郡中能登町能登部下127甲部59番地、従前の住所石川県鹿島郡中能登町良川は部22番地
債務者　此下江美子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第１６号
石川県鹿島郡中能登町能登部下127甲部59番地、従前の住所石川県鹿島郡中能登町良川は部22番地
債務者　此下　陽子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第１１８１号
名古屋市瑞穂区関取町１番地　レジデンス明日香103号
債務者　村上　　文
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７号
兵庫県姫路市網干区高田405番地グローバル高田１―Ｇ、申立時の住所兵庫県揖保郡太子町鵤47番地５
債務者　冨岡　賢治
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第２８号
兵庫県朝来市多々良木321番地　コーポ牧野１号室、前住所京都府京丹後市久美浜町湊宮468番地の１
債務者　安部　哲平
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第３３号
兵庫県豊岡市但東町唐川816番地、前住所大阪府吹田市泉町２丁目41番３号
債務者　仲義　瑞希
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第１９４号
徳島県徳島市八万町柿谷46番地の11
債務者　筒井ふく美
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４２号
大分市中鶴崎２丁目６番23号ピュアソレジオⅡ202
債務者　首藤　沙織（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１８１号
宮崎県児湯郡木城町大字高城106番地の１
債務者　黒木　孝雄
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２０１号
宮崎市大字加江田3823番地
債務者　東山　正江
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２０３号
宮崎市吉村町大町前甲2321番地５　もみのき苑女子寮、前住所宮崎市高岡町花見3202番地１
債務者　遠藤　和子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２１３号
宮崎市天満町12番14号　ヒルトンマンション301号
債務者　菊地　勝代
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２２１号
宮崎市大塚町樋ノ口2000番地４　サンライズ大塚205号
債務者　白　　寅福
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９０号
鹿児島県鹿屋市川西町4985番地１
債務者　牛留　次郎
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第８９号
富山市西長江１丁目４番18―304号　レジデンス西長江
債務者　松田　喜晴
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
富山地方裁判所民事部